

# 大館市農業委員会総会議事録

令和元年 8 月 8 日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年 8 月 8 日 (木) 午後 3 時 15 分 開会			
	場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名 (16 名) ※13 番欠番 (辞任による)					
1 番	菅原 一成	9 番	糸屋 由衛門	18 番	阿部 重信
2 番	安達 英樹	11 番	藤盛 久登	19 番	畠山 市子
3 番	安部 幸美	12 番	伊藤 昇		
4 番	菅原 和久	14 番	富樫 英悦		
5 番	田村 秀雄	15 番	斎藤 重春		
7 番	虻川 マキ子	16 番	小林 大樹		
8 番	石山 元一	17 番	成田 レイ子		
3. 欠席委員の氏名 ( 2 名)					
6 番	木次谷 和明				
10 番	渡邊 久雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	18 番	阿部 重信	19 番	畠山 市子	
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 18 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 44 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 45 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 46 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 47 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 48 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、木次谷 和明 委員、渡邊 久雄 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 18 番 阿部 重信 委員、議席番号 19 番 畠山 市子 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

・業務報告(7月総会～8月総会)について

・報告第 18 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようでありますので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 44 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

4 ページをお開き願います。

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、5 ページの No.32 から 6 ページの No.35 までの 4 件で、面積は田が 1,894 m<sup>2</sup>、畑が 2,651 m<sup>2</sup>で、面積合計は 4,545 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、No.32 が「未就学児童の教育目的のため」であります。No.33 と No.35 はともに「経営拡張」で、No.34 は「受贈」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 4 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 44 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 4 番

菅原です。

No.35 の持分 28 分の 27 について説明願います。

#### 局長

元々、28 名の共有財産であったようです。月日が流れ、現在、2 名の共有財産となっておりますが、圃場整備事業に伴い、持分移転が容易に出来ない 1 名分を残した持分の所有権移転申請となったものです。

#### 議長

他にないようですので、議案第 44 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 45 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

7 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、8 ページの No.3 の 1 件で、地目は畑で、面積は 331 m<sup>2</sup>です。

転用の目的は、申請人である娘さんが父母の住宅の隣の父が所有する農地を借り受けて、一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立東中学校の北、約100m地点に位置する用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3の位置図及び配置図は9、10ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号11番の藤盛久登委員よりご報告願います。

## 11番

11番の藤盛です。

議案第45号のNo.3につきまして、去る8月2日に富樫英悦委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は9ページの位置図になります。

この場所は、大館市立東中学校東側の市道下代野下町線を主要地方道大館十和田湖線交差点から北に100mほど進んだ左側農地で、畑として利用されておりました。

申請者は、両親の世話をするために申請地の南側に隣接する両親の住宅に10年ほど前から同居し支援しているが、この度、自己が居住する住宅の建築を計画したものであります。

10ページの配置図にありますように、住宅を一棟、駐車場、花壇を整備する内容であります。

用地造成につきましては、表土を剥いで40cmほど碎石で盛土をし、隣接地との境界は、東側と西側には既存のコンクリート擁壁等があり、北側の市道側溝と南側の宅地との境界は高低差が無いように施工し、土砂の流出を防

止します。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、表層の砕石敷きにより地下浸透させるということで、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 議長

ただいま、藤盛 久登 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 45 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 45 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 46 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

11 ページをお開き願います。

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、12 ページのNo.19 の 1 件で、地目は畑で、面積は 1,139 m<sup>2</sup>です。

転用の目的は、農業用資材や肥料、農機具などの卸、小売業を営む申請人が、現在の資材置場が手狭となったことから、申請地を譲り受けて資材置場

を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立第一中学校の南東、約650m地点に位置する用途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.19の位置図及び配置図は13、14ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号11番の藤盛久登委員よりご報告願います。

## 11番

11番の藤盛です。

議案第46号のNo.19について、報告いたします。

申請地は13ページの位置図になります。

この場所は、大館神明社南側の市道大館舟場線から市道南神明町小館花3号線に入り、360mほど進んだ左側農地で、畑として利用されておりました。

申請者は、農薬・肥料・農業資材などの卸小売業を営んでおり、大館支店の倉庫2棟の敷地では手狭なため、隣接地を取得し資材置場として敷地を拡張することを計画したものです。

14ページの配置図にありますように、資材置場と運搬車両通路、2トン車駐車場(4台)、従業員駐車場(4台)として敷地を整備する計画であります。

用地造成につきましては、表土を40cmほど除去し岩ズリと敷砂利に入れ替えをし、隣接地とは高低差を生じさせないように施工、周囲に1mの緩衝帯を設け土砂の流出を防ぎます。雨水排水は地下浸透及び北西側への傾斜により市道側溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりま

した。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

### 議長

議案第 46 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと。」になっておりますので、この案件については退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

恐れ入りますが、議席番号 12 番 伊藤 昇 委員は退席願います。

( 12 番 伊藤 昇 委員 退席 )

### 議長

ただいま、藤盛 久登 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 46 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 46 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議席番号 12 番 伊藤 昇 委員は入室をお願いします。

( 12 番 伊藤 昇 委員 入室し着席 )

### 議長

次に、議案第 47 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

15 ページをお開き願います。

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

16 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 5 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 238 から新 - 241 までの、4 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 2 年が 1 件、5 年が 1 件、10 年が 2 件、地目はすべて田で、面積合計は 27,974 m<sup>2</sup>となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

ただいま説明のあった議案第 47 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 47 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 48 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』

を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

17 ページをお開き願います。

議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和元年 8 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

18 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 5 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-9 の 1 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田の面積が 16,741 m<sup>2</sup>、畑が 1,762 m<sup>2</sup>、面積合計は 18,503 m<sup>2</sup>となっております。

移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、所有権を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 48 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 48 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

以上、議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

議長

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 50 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 8 月 8 日

議 長

---

議事録署名委員 18 番

---

議事録署名委員 19 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第44号 No.32	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釈迦内字館・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字台野下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市釈迦内字館・・・・・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は農林水産省令で定められた教育を行うことを目的として設立された学校法人で、取得しようとする農地を教育目的に係る業務の運営に利用するものと認められる。(農地法施行令第2条第1項ハ)	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	同 上 (農地法施行令第2条第2項第5号、農地法施行令第2条第1項ハ、農地法施行規則第16条第1項)	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農林水産省令で定められた教育を行うことを目的として設立された学校法人で、取得しようとする農地は業務運営に必要な施設であり、教育目的の用に供すると認められる。 (農地法施行令第2条第2項第5号、農地法施行令第2条第1項ハ、農地法施行規則第16条第1項)	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	10a未満であるが、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる。(農地法施行令第2条)	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っていたが、譲受(借)人の要望により権利移動をするものである。譲受(借)人は農林水産省令で定められた学校法人であり、未就学児童の教育目的のため申請地を取得し、学校菜園として使用する計画である。本件の権利取得は、栽培活動を通じて自然に関わらせる教育を目的としており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月1日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第44号 No.33	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市立花字塚ノ台・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市立花字塚ノ下・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市立花字塚ノ下・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が自己保全していた農地であり、今後は譲受(借)人が畑作の規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月29日、安部幸美 農業委員と丸岡信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第44号 No.34	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所字折橋・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市十二所字十二所町・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字十二所町・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月30日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第44号 No.35	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市軽井沢字沼ノ岱・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所 秋田市仁井田本町二丁目・・・	氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市軽井沢字軽井沢・・・	氏名 △△△△
	作成者		
	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有(持分)農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月30日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない